（証券コード　4022）
2021年６月８日

株主各位

東京都千代田区外神田一丁目18番13号
ラサ工業株式会社
取締役社長　坂　尾　耕　作

第153期 定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第153期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
　新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会当日の健康状態に関わらず、ご来場をお控え頂くとともに、事前の議決権の行使をお願い申しあげます。
　書面によって議決権を行使する場合には、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示頂き、2021年6月28日（月曜日）午後5時30分までに到着するよう折り返しご送付頂きたく、特にお願い申しあげます。

敬具

記

１．日　　時　2021年6月29日（火曜日）午前10時（受付開始　午前9時）

２．場　　所　東京都千代田区外神田一丁目18番13号
秋葉原ダイビル（秋葉原駅電気街口）5階カンファレンスフロア
（昨年とは開催場所を変更しております。末尾に記載の「株主総会会場案内」をご参照頂き、お間違いのないようご注意ください。）

３．目的事項

報告事項
１．第153期（自2020年4月1日至2021年3月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第153期（自2020年4月1日至2021年3月31日）計算書類の内容報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役4名選任の件
第４号議案　取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以　上

１．株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.rasa.co.jp/ir/ir.html）に掲載させて頂きます。
２．当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、本招集ご通知は、当日会場までご持参くださいますようお願い申しあげます。
３．代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主様１名を代理人として、その議決権を行使することとさせて頂きます。

4．株主総会にご出席くださる株主様へのお土産の配布はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

5．新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会当日の健康状態に関わらず、可能な限り会場へのご出席をお控え頂き、書面による議決権行使をお願い申しあげます。

株主総会にご出席される株主様におかれましては、株主総会開催時点での流行状況やご自身の体調をご確認の上、マスク着用などの感染症予防策にご配慮頂き、ご来場くださいますようお願い申しあげます。なお、株主総会会場において、役員及び運営スタッフのマスク着用等、感染拡大防止のための必要な対応（株主様への検温、間隔を確保するため入場者数を制限して入場をお断りする場合があること、発熱や咳などの症状を有する株主様に対してご入場をお断りすることや退場を命じること、株主総会の時間を短縮すること等）を講じることがありますことをご理解くださいますようお願い申しあげます。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合には、以下の当社のウェブサイトにてお知らせいたします。

当社ウェブサイト（http://www.rasa.co.jp/ir/ir.html）

（添付書類）

事　業　報　告

（自　2020年４月１日
至　2021年３月31日）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に伴う影響を受けて、渡航制限や営業自粛など限定的な経済活動を強いられ、また、個人消費の大幅な減少などにより、厳しい状況が続きました。夏以降は経済の持ち直しの動きがみられましたが、新型コロナウイルス感染症の再拡大により本格的な回復には至っておらず、依然として予断を許さない状況が続いております。

このような環境のなかで、当社グループは、中期経営計画の最終年度を迎え、引き続き「事業基盤の更なる安定と強化」を目指すことを基本方針として、収益力の向上、持続的成長に向けた新規事業の育成、財務体質の更なる強化に努め、業績の向上と収益の確保に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は、289億78百万円(前年同期比2.6％減)、営業利益26億59百万円(前年同期比42.1％増)、経常利益26億49百万円（前年同期比53.5％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、20億4百万円（前年同期比45.5％増）となりました。

化成品事業

燐酸などの燐系製品につきましては、国内外の半導体向けに電子工業用高純度品が伸長しました。一般品についてはコロナ禍の影響が大きく減収となりましたが、燐系製品全体としては増収となりました。

凝集剤関連製品につきましては、上水道向け製品が堅調に推移し、エッチング用途向け関連製品が秋口から復調したことなどから、凝集剤関連製品全体としては増収となりました。

その他製品につきましては、コンデンサー向け原料は顧客の在庫調整もあり減収となりましたが、他の製品の増収により、その他製品全体としてはほぼ前年並みとなりました。

機械事業

破砕関連機械につきましては、本体販売や消耗部品が堅調に推移したものの、特に大型プラントが減少したことから大幅な減収となりました。

下水道関連の掘進機につきましては、国内の本体販売は増収となりましたが、海外向け本体販売は減収、レンタル物件は横ばい、掘進機全体としては減収となりました。

精密機械加工は、半導体業界の顧客の在庫調整の影響を受けて、減収となりました。

電子材料事業

化合物半導体向け高純度無機素材につきましては、次世代通信インフラ向け等の需要増加を受け、赤燐は伸長し、ガリウムやインジウムなどが堅調に推移し、増収となりました。なお、市況の回復による在庫評価の益要因もあり大幅な増益となりました。

その他の事業

石油精製用触媒の再生事業は、減収となりました。不動産の賃貸はほぼ前年並みでした。

事 業 別	売上高（百万円）	前連結会計年度比(%)
化成品事業	21,750	3.1
機 械 事 業	4,409	△28.1
電子材料事業	1,706	25.0
その他の事業	1,112	△5.2
合　計	28,978	△2.6

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は12億20百万円で、化成品事業におけるコンデンサー向け原料の増産や、既存設備の維持・合理化投資を主とするものです。

(3) 資金調達の状況

当社グループの当連結会計年度における資金調達は、銀行借入を主としており、社債もしくは新株の発行等を行っておりません。

(4) 対処すべき課題

今後の経済見通しにつきましては、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大による景気の落ち込みから着実な回復を見せていた世界経済は、変異株の出現に伴う感染再拡大に加え、激化する米中対立の影響なども懸念され、依然として先行きに強い不透明感があります。

このような環境のなかで、当社グループといたしましては、2022年3月期を初年度とする3ヶ年の新中期経営計画を策定し、「次世代への変化に対応した事業戦略の推進と将来に向けた事業基盤の更なる強化」を基本方針として、収益力の向上、持続的成長に向けた新事業の育成、ＤＸなどの経営課題に取り組んでまいります。また、部門別の来期の目標といたしましては、次に掲げる事項に取り組んでまいります。

化成品事業　・燐系製品のマーケットシェアの安定化
・燐系製品の海外生産拠点との連携強化
・コンデンサー向け原料の増産体制整備と省力化
・原料調達と製品供給体制の安定化

機械事業　・中間貯蔵施設、除染関連事業の入替需要及びプラント設備の受注継続
・海外販売網との関係強化による掘進機輸出の拡大と、建設機械の新規開拓
・バイオマス関連分野への微粉体関連機械の販売強化
・精密機械加工における半導体・有機ＥＬ分野からの受注拡大

電子材料事業　・放射性ヨウ素吸着剤の国内及び海外への継続的販売の実現
・高純度無機素材の市場拡大を踏まえた増産体制の整備
・既存製品の新規関連需要の開拓とシェア拡大

その他の事業　・石油精製用触媒再生事業の安定操業と顧客情報の把握による再生需要に対する的確な対応
・不動産事業における資産の有効活用の推進

研究開発分野では、今後大幅な増加が期待される５Ｇや自動運転技術需要を視野に入れた素材の開発への注力や、既存商品の高機能化に取り組んでまいります。また、脱炭素化に向けたバイオマス関連向け機械装置の市場開拓や、当社製品のリサイクルに関連した商品開発にも重点を置き、地球資源の有効利用とCO_2 排出削減を推進する企業として存続していきたいと考えております。管理面では、引き続き自己資本の充実への注力や、グローバル化、デジタル化に対応した人材の育成やＥＳＧへの対応推進を行ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区　分	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期
売 上 高（百万円）	27,427	30,999	29,759	28,978
経 常 利 益（百万円）	2,718	2,618	1,726	2,649
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	2,251	2,274	1,377	2,004
1株当たり当期純利益(円)	283.99	287.00	173.82	252.89
純 資 産（百万円）	13,007	14,746	15,748	17,721
総 資 産（百万円）	36,280	38,619	37,563	36,928

（注）1．1株当たり当期純利益は、親会社株主に帰属する当期純利益を期中平均の発行済株式の総数（自己株式を控除）で除して算出しております。
2．2017年10月1日を効力発生日として、普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施したため、2018年3月期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会　社　名	資 本 金	当 社 の 出資比率	主要な事業内容
ラサ晃栄株式会社	49 百万円	100 %	化学工業薬品の製造販売
理盛精密科技股份有限公司	200百万台湾元	97.5 %	化学工業薬品の製造販売

(7) 主要な事業内容（2021年 3月31日現在）

事　　業	主要製品及び事業内容
化 成 品 事 業	燐酸、無水燐酸、塩酸、水処理用凝集剤、エッチング用高機能薬剤、アルミ用表面処理剤、高純度燐酸塩類、その他燐酸二次塩類、消臭剤、抗菌剤、各種コンデンサー向け原料
機 械 事 業	クラッシャー、スクリーン、粉砕機、砕石プラント、製砂プラント、排水処理プラント、掘進機、リサイクルプラザ、鋳鋼、精密機械加工、特殊スクリーン
電子材料事業	高純度無機素材、レジスト剥離剤、塗布剤、放射性ヨウ素吸着剤
その他の事業	石油精製用触媒再生、不動産の賃貸

(8) 主要な営業所及び工場（2021年 3月31日現在）

①当社の主要な営業所及び工場

名　称	所 在 地
本　社	東京都千代田区
東北営業所	宮城県大崎市
大阪営業所	大阪府大阪市北区、淀川区
福岡営業所	福岡県筑後市
宮古事業所	岩手県宮古市

（注）2020年9月に本社を移転しております。

名　称	所 在 地
宮 古 工 場	岩手県宮古市
三本木工場	宮城県大崎市
伊勢崎工場	群馬県伊勢崎市
野 田 工 場	千葉県野田市
大 阪 工 場	大阪府大阪市大正区
羽犬塚工場	福岡県筑後市
東北整備所	宮城県岩沼市

②子会社

ラサ晃栄株式会社	本社	東京都千代田区
	工場	埼玉県草加市
ラサスティール株式会社	本社・工場	福岡県筑後市
理盛精密科技股份有限公司	本社・工場	台中市〔中華民国（台湾）〕

(9) 従業員の状況（2021年 3月31日現在）

従業員数	前連結会計年度末比増減数
584名	10名増

（注）従業員数には、常勤嘱託者を含み、出向者、臨時従業員は含んでおりません。

(10) 主要な借入先（2021年 3月31日現在）

借入先	借入額（百万円）
株式会社みずほ銀行	3,183
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	2,558
農林中央金庫	1,416

2．会社の株式に関する事項（2021年 3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　20,000,000株

(2) 発行済株式の総数　7,944,203株（自己株式18,829株を含む。）

(3) 株主数　9,440名

（4）大株主　（上位10名）

株 主 名	持株数(千株)	持株比率(%)
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	719	9.08
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	411	5.18
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG /JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS	380	4.79
ラサ工業取引先持株会	357	4.51
JPMBL RE NOMURA INTERNATIONAL PLC 1 COLL EQUITY	324	4.09
株式会社みずほ銀行	250	3.16
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	200	2.52
朝日生命保険相互会社	200	2.52
損害保険ジャパン株式会社	156	1.97
農林中央金庫	150	1.89

（注）１．持株比率は自己株式(18,829株)を控除して計算しております。
　　２．持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

（5）その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

３．会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

（1）取締役の氏名等（2021年 3月31日現在）

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職の状況
坂　尾　耕　作	代表取締役社長、研究開発担当	
安　西　　司	代表取締役常務経営企画室長	理盛精密科技股份有限公司董事長
勝　本　　宏	取締役機械事業部長	ラサスティール株式会社代表取締役社長
望　月　哲　夫	取締役経理部長、IR担当	
仲　　裕　路	取締役総務部長	
上　田　秀　紀	取締役化成品事業部長兼営業部長	
袰　岩　正　顯	取締役電子材料事業部長兼営業部長、NCRI営業部担当	
後　藤　秀　二	取締役（常勤監査等委員）	
齊　藤　　隆	取締役（常勤監査等委員）	
山　下　雅　之	取締役（監査等委員）	株式会社インフォテクノ朝日代表取締役社長
中　澤　　登	取締役（監査等委員）	

（注）1. 2020年6月26日開催の第152期定時株主総会において、上田秀紀氏、袰岩正顯氏は取締役に新たに選任され、それぞれ就任いたしました。
2. 庄司宇秀氏、永戸正規氏は、2020年6月26日開催の第152期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
3. 後藤秀二氏、齊藤隆氏、山下雅之氏、中澤登氏は社外取締役であります。
4. 当社は、後藤秀二氏、齊藤隆氏、山下雅之氏、中澤登氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
5. 後藤秀二氏は、金融機関において要職を歴任し、特に業務監査部門での豊富な専門知識と経験を有するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 齊藤隆氏は、金融機関において要職を歴任し、豊富な専門知識と経験を有するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 当社は、4名の監査等委員のうち2名が常勤監査等委員に就任しております。常勤監査等委員を選定している理由は、日常的な情報収集や取締役会以外の重要な会議への出席、会計監査人及び内部監査部門と十分な連携を図ること等により、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。

8. 当事業年度中に以下の取締役の地位・担当等の異動がありました。

氏　名	新	旧	異動年月日
勝　本　　宏	取締役機械事業部長	取締役機械事業部長兼営業部長	2020年４月１日
坂　尾　耕　作	代表取締役社長、研究開発担当	代表取締役社長、電子材料事業部・NCRI営業部・研究開発担当	2020年６月26日
安　西　　司	代表取締役常務経営企画室長	常務取締役化成品事業部担当	2020年６月26日
望　月　哲　夫	取締役経理部長、IR担当	取締役経営企画室長、IR担当	2020年６月26日
上　田　秀　紀	取締役化成品事業部長兼営業部長	化成品事業部長兼営業部長	2020年６月26日
袰　岩　正　顯	取締役電子材料事業部長兼営業部長、NCRI営業部担当	電子材料事業部長兼営業部長	2020年６月26日

(2) 取締役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年5月14日開催の取締役会において、2021年7月以降の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬の内容等にかかる決定方針の決議をしております。なお、この決議内容に基づき、指名・報酬委員会に対する諮問を行い、妥当とする答申を受けております。なお、以下の基準は、2021年7月以降に適用されるものとします。

ア．報酬に関する基本方針

当社の持続的成長を目指すとともに、中長期的な企業価値と、業績の安定的な向上、人材の確保のため、株主利益と連動した報酬体系を目指すものとします。

当社の取締役に対する報酬は、固定報酬と変動報酬により構成するものとします。

このうち変動報酬は、短期インセンティブとしての業績連動報酬と、中長期インセンティブとしての譲渡制限付株式報酬（RS）を採用することとします。

イ．固定報酬に関する方針

固定報酬については、取締役の職務遂行の対価として役割・責務に応じて、役位毎に支払われる報酬とします。これは同規模の他社水準や、当社の収益等を総合的に勘案して定めるものとします。

なお、監査等委員である取締役及び社外取締役の報酬は、固定報酬のみとしております。

ウ．変動報酬等に関する方針

変動報酬のうち、短期インセンティブとしての業績連動報酬は、更に業績テーブル報酬と分社業績報酬に分けて評価することとします。

業績テーブル報酬は、当該事業年度の業績を、過去の業績に基づくテーブルと、中期経営計画における年度毎の連結経常利益の達成度に応じてそれぞれAからEまでの5段階で評価するものとします。

過去の業績に基づくテーブルは、直近10年間の連結経常利益を指標とし、最高値と最低値を除いた8年間の業績に基づき算定し、平均値を中央値として判定します。

中期経営計画に基づく業績は、年度毎に定めた連結経常利益を達成することを目指して判定します。

この二つの基礎となる業績の数値は、毎年見直すものとします。

業績テーブルの指標に連結経常利益を用いたのは、企業経営の目的がグループトータルとして利益を生み出すことであり、当社においては持分法利益を含む連結経常利益が最も相応しいと判断したことによります。

もう一つの指標としての分社業績報酬は、個別決算と連結子会社（理盛精密科技股份有限公司）の決算をもとに、事業部門毎の業績をAからEまでの5段階に評価します。なお、全社を統括する取締役及び管理部門の取締役は、各部門業績を集計した全社業績で判定されるものとします。具体的には、全社及び部門別の投下資本や保有資産状況を加味して算定した利益水準（標準利益）の達成状況と、対前年度増減率との二つの要素から5段階評価を行い、役位に応じて金額を決定するものとします。なお、この部門別評価は、従業員の賞与決定の際にも使われており、労使一体となり会社業績の向上を目指すことにしております。

エ．非金銭報酬等に関する方針

当社は、中長期インセンティブとして、第153期定時株主総会の承認を前提として、譲渡制限付株式報酬（RS）を導入いたします。この目的は、業務執行取締役が株主と株価の変動によるメリットとリスクとの価値を共有することで、株価と企業価値向上への取締役のモチベーションを高めることを目指します。

オ．報酬等の割合に関する方針

役員の報酬の構成割合は、概ね以下の表に示すとおりであります。

<table>
<tr><td colspan="4"></td><td colspan="5">役位別の役員報酬の構成割合（%）</td></tr>
<tr><td colspan="4"></td><td>会長</td><td>社長</td><td>専務</td><td>常務</td><td>取締役</td></tr>
<tr><td>固定報酬</td><td colspan="3">取締役の職務遂行の対価として、役割・責務に応じて役位毎に支払われる報酬
同規模の他社水準や、当社の収益等を総合的に勘案して定めている</td><td>68-89</td><td>63-83</td><td>67-88</td><td>68-89</td><td>71-90</td></tr>
<tr><td rowspan="3">変動報酬</td><td rowspan="3">（短期インセンティブ）
業績連動報酬</td><td rowspan="2">業績テーブル報酬</td><td>過去の業績に基づく5段階評価</td><td rowspan="3">23-0</td><td rowspan="3">24-0</td><td rowspan="3">23-0</td><td rowspan="3">23-0</td><td rowspan="3">21-0</td></tr>
<tr><td>中期経営計画の達成度に基づく5段階評価</td></tr>
<tr><td>分社業績報酬</td><td>部門別の業績に基づく5段階評価</td></tr>
<tr><td></td><td>（中長期インセンティブ）
譲渡制限付株式報酬
（RS）</td><td colspan="2">当社の企業価値の持続的な向上をはかるインセンティブ効果を高め対象取締役と株主の皆様との更なる価値共有を進める
役位に応じて年1回支払う</td><td>9-11</td><td>13-17</td><td>10-12</td><td>9-11</td><td>8-10</td></tr>
<tr><td colspan="4">合　　計</td><td>100</td><td>100</td><td>100</td><td>100</td><td>100</td></tr>
</table>

なお、取締役の報酬の構成割合には、使用人給与部分も含んでおります。また、地方に生活の本拠を置き、本社勤務のため住居の賃貸を必要とする場合は、別途固定報酬に定額の補助を上乗せするものとしており上記構成割合には含んでおりません。

カ．報酬等の付与時期や条件に関する方針

業績テーブル報酬、分社業績報酬については、4月から翌年3月の事業年度毎に、毎年評価を行うものとします。なお、業績テーブル報酬と分社業績報酬に関しては、翌期も在任する取締役に対しては、7月から翌年6月までの固定報酬に均等に加算して支払うものとし、退任する取締役には、株主総会の翌月に一括支給するものとします。また、期中に退任する取締役に対しては、未支給分を精算のうえ支給するものとします。

譲渡制限付株式報酬は、役位に応じて年1回交付することとします。ただし、譲渡制限の解除は、退任時といたします。

キ．金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社は、社外取締役を過半数とする任意の指名・報酬委員会を設置しております。取締役の報酬は、取締役会から指名・報酬委員会に対し、株主総会決議で定められた範囲内で、報酬総額を明示したうえで諮問し、指名・報酬委員会の答申を経て、取締役会において決定することとしております。各取締役への具体的配分に関しては、代表取締役への報酬一任決議を取得したうえで、前記報酬総額の範囲内で決定することとしております。

なお、報酬を一任した理由としては、報酬テーブルが予め定められており、業績連動報酬等の指数も、業績により導き出されるので、客観性は保たれているためであります。

②当事業年度に係る報酬等の総額等

区　　分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）		対象となる役員の員数
		固定報酬	業績連動報酬等	
取締役（監査等委員を除く。） （内社外取締役）	78 （－）	76 （－）	1 （－）	9名 （－名）
取締役（監査等委員） （内社外取締役）	36 （36）	36 （36）	－ （－）	4名 （4名）
合計 （内社外役員）	114 （36）	113 （36）	1 （－）	13名 （4名）

（注）1．取締役の報酬等の額は、2019年6月27日開催の定時株主総会において、年額160百万円（うち社外取締役10百万円以内。ただし、使用人分給与を含まない。）と決議されております。なお、決議時点の取締役の員数は7名でした。
2．監査等委員である取締役の報酬額は、2019年6月27日開催の定時株主総会において、年額50百万円と決議されております。なお、決議時点の監査等委員である取締役の員数は4名でした。
3．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4．上記の対象となる役員の員数には、2020年6月26日開催の第152期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く。）2名を含んでおります。
5．当事業年度の役員の報酬は、減額をしております。
6．上記の報酬は、2020年6月時点の判定に基づく支給基準に従い支払われており、この基準は、2021年2月12日開催の取締役会において、個人別の報酬の内容等にかかる決定方針の決議において、従来の方針を確認する決議を行いこの方針に沿って支給されております。
7．取締役の業績連動報酬は、過去の当社の利益水準等を総合的に勘案して設定され、基準は前年度の業績における「経常利益」「当期純利益」により判定され、A、Bは固定報酬に加算して支払われ、Cは±0、D、Eは固定報酬が減額される5段階となっております。評価対象期間は、2020年4月から6月分の役員報酬は2019年3月期決算に基づき判定され、2020年7月から2021年3月分の役員報酬は2020年3月期決算に基づき判定されました。これに加えて、上記(2)①ウに記載する分社業績報酬を採用しております。
以上から、変動報酬部分は、現在の固定報酬（減額前）を基準として上下にそれぞれ12%の範囲内で増減する仕組みとなっております。
取締役の報酬額は、2020年4月から6月分までの分は、株主総会決議で定められた報酬の範囲内で報酬総額を明示し、具体的配分に関しては、代表取締役である庄司宇秀氏、永戸正規氏への報酬一任決議を取得したうえで決定しました。2020年7月から2021年3月の報酬については、任意の指名・報酬委員会を設置し、同委員会に対する諮問、答申を経て取締役会において決定し、具体的配分に関しては、代表取締役である坂尾耕作氏、安西司氏への報酬一任決議を取得したうえで決定いたしました。
8．社外役員に対する報酬は、固定報酬のみとなっております。

(3) 社外役員に関する事項

①後藤秀二（常勤監査等委員）

ア．他の法人等の業務執行者の重要な兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

イ．他の法人等の社外役員との重要な兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

ウ．主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

エ．当事業年度における主な活動状況
当事業年度開催の取締役会9回の全てに出席し、また、監査等委員会10回の全てに出席いたしました。主に業務監査部門での豊富な専門知識と経験に基づき、議案・審議等に関して必要な発言を適宜行っております。また、任意の指名・報酬委員会の委員を務め、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。

オ．当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

②齊藤　隆（常勤監査等委員）

ア．他の法人等の業務執行者の重要な兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

イ．他の法人等の社外役員との重要な兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

ウ．主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

エ．当事業年度における主な活動状況
当事業年度開催の取締役会9回のうち8回に出席し、また、監査等委員会10回の全てに出席いたしました。主に金融における豊富な専門知識と経験に基づき、議案・審議等に関して必要な発言を適宜行っております。また、任意の指名・報酬委員会の委員を務め、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。

オ．当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

③山下雅之（監査等委員）

ア．他の法人等の業務執行者の重要な兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係
株式会社インフォテクノ朝日代表取締役社長であります。当社と同社との間に特別の利害関係はありません。

イ．他の法人等の社外役員との重要な兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

ウ．主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

エ．当事業年度における主な活動状況
当事業年度開催の取締役会9回のうち8回に出席し、また、監査等委員会10回の全てに出席いたしました。主に企業経営者としての豊富な知識と経験に基づき、議案・審議等に関して必要な発言を適宜行っております。また、任意の指名・報酬委員会の委員を務め、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
オ．当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

④中澤　登（監査等委員）
ア．他の法人等の業務執行者の重要な兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
イ．他の法人等の社外役員との重要な兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
ウ．主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
エ．当事業年度における主な活動状況
当事業年度開催の取締役会9回の全てに出席し、また、監査等委員会10回の全てに出席いたしました。主に企業経営者として、化成品事業への豊富な知識と経験に基づき、議案・審議等に関して必要な発言を適宜行っております。また、任意の指名・報酬委員会の委員を務め、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
オ．当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）及び監査役を被保険者として、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

当該保険契約には免責額を設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。

5．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等　38百万円

②当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　38百万円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の金額はこれらの合計額で記載しております。

2. 当社監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手、報告を受けたうえで、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況及び報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行い、会計監査人の報酬額について会社法第399条第1項の同意をしております。

(3) 子会社の監査に関する事項

当社の子会社である理盛精密科技股份有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が職務の遂行を適正に行うことが困難と認められる場合、その他必要があると判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

6．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 当社及び当社子会社(以下当社グループという。)の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①当社グループは、役職員に対しコンプライアンス行動基準を定め、法令、社内規則、善良なる社会慣行などを誠実に遵守するとともに、ステークホルダーの基本的権利を尊重し、倫理観と良識を持って事業活動を行い、社会的信頼の向上をはかっていく。また、企業倫理規程、個人情報保護基本規程、内部情報管理及び内部者取引規制に関する規程などに従った法令遵守に基づく適法経営を推進する。

②当社は、社長以下役付取締役等で構成される「コンプライアンス委員会」を設置しており、法令遵守の監視機能を担保するため、監査等委員会が選定する監査等委員出席のもと開催することとしている。この具体的な仕組みとしては、当社グループの役職員が会社の業務に関して、法令諸規則及び企業倫理規程に抵触するおそれがあると判断したときは、地区毎に定めている法令遵守管理者や、社外に設置している相談窓口である弁護士事務所に直接相談などを行うことができるものとしている。これらの窓口からの通報が、当社に重大な影響を及ぼす懸念のあるコンプライアンス上の問題である場合、コンプライアンス委員会を開催し、その調査及び社外公表、再発防止策につき審議し、具体的な措置を速やかに行い社会的信頼の回復に対処することになっている。

③当社は、内部監査の職務を執行するための組織として、社長直属の内部監査室を設置している。内部監査室は、各事業部門並びに管理部門及び主要な子会社の職務の執行が法令及び定款に適合し、有効かつ効率的に行われることにつき定期的に内部監査を実施し、その結果に提言事項などがあったときはフォローアップ監査を行う。また、財務報告の正確性を確保するための体制の監視を行うシステムを構築する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、稟議書、各種契約書、その他重要な会議における業務の執行の状況を記録した文書及び財務情報などの重要な文書については、文書管理規程等に基づき保管する。取締役は、これらの文書などを常時閲覧できるものとしている。

(3) 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、当社の子会社の役職員から、当社子会社の取締役等の職務の執行について、関係会社方針検討会議や関係会社予算会議などにより、定期的及び必要に応じて報告を受ける体制を構築している。

(4) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①当社の損失の危険の管理に関しては、稟議規程、経理規程、与信管理規程に従うほか、社内分社制度を採用している事業部門毎に、それぞれの取引先の業態・業績などを勘案の上、個々の取引の決裁をしている。また、当社の事業に関するリスクについては、取締役会、経営会議、業務検討会などの会議を定期的及び必要に応じて開催し検討する。今後のリスク管理体制を強化する観点から、付議基準・決裁基準などについては会社を取り巻く情勢などを勘案しながら常時整備・見直しを進めることとする。

②当社子会社に関するリスクについては、当社の役職員を子会社の役員に就任させることにより、取締役会などの会議への出席を通じて情報の収集・管理を行っている。

③当社の内部監査室が全社を俯瞰する立場で、管理部門、事業部門及び主要な子会社のリスク管理の状況をチェックし、社長から取締役会に報告することとしている。なお、将来において新たな重大なリスクが発生し、取締役会が対応を必要と判断する場合には、社長が速やかに対応責任者を定め、事態の解決をはかることにしている。

(5) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①当社は、社内分社制度を採用しており、各社内分社にそれぞれ権限を委譲するとともに、収益責任を分担させている。これにより意思決定の迅速化、専門性の強化をはかりビジネスチャンスに対応するとともに、社内分社による組織の細分化が、個々の社員間の意思疎通を円滑にすることに繋がり、監視機能の充実をはかっている。

②当社は、社内分社組織を統括し、経営全般に亘る業務効率、経営資源の投入の最適化をはかるため、取締役会において重要事項の決定、業務執行状況の監督を行うほか、全社的観点から各種会議体を通じて、予算の決定、月別の決算状況の把握、方針の検討、対策の実行を行っている。

③子会社においては、子会社の取締役会、予算会議にて経営効率の最適化をはかり、当社との定期的な協議などを通じて、当社との連携をはかっている。

(6) 会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①当社の連結対象子会社に関しては、当社役付取締役及び経営企画室を担当する取締役と、連結対象子会社の取締役との間で、関係会社方針検討会議を定期的に持つほか、リスク顕在化のおそれのある事態が生じた場合はその都度設けている。また、関係会社予算会議により年度事業計画を管理するとともに、各連結対象子会社の取締役に、当社取締役もしくは主要職員を選任することで、会社経営の主要な情報を入手し、適宜判断を行っている。

②管理部門により、連結対象子会社の経営に関する主要な諸情報を定期的に収集するとともに、損益状況の把握を行っている。内部監査室は重要な業務プロセスが適正に行われたかどうかにつき監査を行っている。

③経営企画室を中心として、連結対象子会社に関してのコンプライアンス体制を整備するための諸施策を進めている。

④当社及び連結対象子会社の取締役は適正な財務報告書を作成することが極めて重要であることを認識し、この適正性を確保するため、作成過程において虚偽記載及び誤謬等が発生しないよう実効性のある内部統制を構築する。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制及びその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

当社は、監査等委員会と人事担当役員が、監査等委員会を補助する専属の使用人についての必要性につき年１回協議を行っている。この専属の使用人を置いた場合の指揮命令権限は監査等委員会が有し、人事異動及び社内規程に準拠した懲戒を行う必要が生じたときは、事前に監査等委員会の同意を得て行うものとしている。

また、監査等委員会が職務の補助を必要とする場合、管理部門の職員に監査業務に必要な事項を命ずることができるものとしている。

(8) 取締役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制並びに監査等委員会への報告を理由とした不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

①監査等委員は、法令で定められた取締役会に出席するほか、監査等委員会が選定する監査等委員は、経営幹部会、月次報告会、予算会議などの重要な会議に出席するとともに、社長による決裁がなされた稟議書その他重要な報告書の全てが、直ちに回覧されることにより、重要な業務執行が報告される体制を整えている。

②当社グループは、法令、定款等に違反する行為や、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実などを当社グループの役職員が発見した場合、直接又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会にも報告することとする。

③監査等委員会が選定する監査等委員は、当社に重大な影響を及ぼす懸念のあるコンプライアンス上の問題が生じた場合、コンプライアンス委員会への出席を通じて事態の概要及び基本的な対処方針についての情報を入手することができる。

④当社は、当社及び当社グループの役職員が、当社の監査等委員会に対して情報提供をしたことを理由として、不利な取扱いを行わないものとしている。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①当社の監査等委員会は、業務執行を行っている社長以下管理部門・事業部門及び監査部門の担当取締役並びに主要な職員に対し、監査計画に基づく個別のヒアリングを定期的に実施するとともに、コンプライアンス上の問題が生じる懸念のある事項が生じた場合については、随時関連する役職員に適宜ヒアリングを行うこととしている。また、監査等委員会は定期的及び必要に応じて会計監査人との間で意見の交換を行っている。
②監査等委員の職務の執行にかかる諸費用については、監査等委員会の要請に基づき毎年予算措置を行うものとする。また、職務の執行にかかる費用等を請求された場合、速やかに応じるものとしている。

(10)反社会的勢力を排除するための体制

当社は、ラサ工業コンプライアンス行動基準及び企業倫理規程に基づき、健全なる市民生活や社内秩序の安全に脅威をもたらす反社会的勢力・団体とは、警察、弁護士などの外部専門機関との密接な連携のもと会社全組織をあげて妥協することなく一切の関係を遮断するとともに、利益提供など不当な要求には一切応じないものとする。

(11)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①コンプライアンス
当社は、当事業年度においてコンプライアンス委員会を4回開催し、法令遵守に関する事項の報告、法令遵守体制の整備、コンプライアンス・プログラムの策定等を行っている。
当社は、役職員に対して定期的に法令の遵守に関する教育研修等を行っている。当事業年度は独占禁止法を対象として実施しており、引き続きコンプライアンスの強化に取り組んでいる。
②リスク管理体制並びにグループ管理体制
当社は、当事業年度において取締役会9回、経営会議5回の開催等により、当社の事業に関する業務全般にわたる検討を通じて、リスク管理を行っている。また、「関係会社管理規程」に基づき子会社の管理を行っており、連結対象子会社に関しては、関係会社予算会議2回、関係会社方針検討会議1回の開催のほか、適宜の情報収集・管理を行っている。
③取締役の職務執行
当社の取締役会は、取締役7名（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役4名（全員が社外取締役）で構成し、当事業年度においては9回開催し、重要な意思決定と取締役の職務の執行の監督を行っている。
④監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制等
当社は、監査等委員会が定期的及び随時に実施する取締役及び使用人（子会社の取締役・監査役・使用人を含む。）に対する個別ヒアリング、並びに定期的に実施する社長以下各取締役及び各部門責任者との意見交換につき、全面的に協力している。
また、監査等委員会及び子会社監査役・会計監査人・内部監査部門との三様監査体制を通じて、監査等委員会監査が実効的に行われるよう適正に対応している。
なお、当社は、監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当該使用人を置くことができることとしているが、常勤監査等委員と人事担当役員の協議の結果、当事業年度は置いていない。

……

（注）事業報告中の記載金額及び株式数は、単位未満切り捨て表示となっております。

連結貸借対照表 （2021年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**16,024**	**流動負債**	**10,449**
現金及び預金	3,407	支払手形及び買掛金	3,483
受取手形及び売掛金	8,540	短期借入金	4,708
商品及び製品	2,026	未払法人税等	506
仕掛品	918	賞与引当金	370
原材料及び貯蔵品	956	その他	1,381
その他	174		
貸倒引当金	△ 0		
固定資産	**20,904**		
有形固定資産	**17,340**	**固定負債**	**8,757**
建物及び構築物	4,143	長期借入金	5,424
機械装置及び運搬具	4,157	退職給付に係る負債	2,943
工具、器具及び備品	586	環境対策引当金	7
土地	6,922	その他	382
建設仮勘定	1,443		
その他	86		
		負債合計	**19,206**
無形固定資産	**51**	**純資産の部**	
		株主資本	**17,746**
		資本金	8,443
投資その他の資産	**3,513**	利益剰余金	9,346
投資有価証券	1,981	自己株式	△ 43
繰延税金資産	848		
その他	692		
貸倒引当金	△ 9	**その他の包括利益累計額**	**△ 92**
		その他有価証券評価差額金	95
		為替換算調整勘定	80
		退職給付に係る調整累計額	△ 267
		非支配株主持分	**67**
		純資産合計	**17,721**
資産合計	**36,928**	**負債純資産合計**	**36,928**

連結損益計算書 （自 2020年 4 月 1 日 至 2021年 3 月31日）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**28,978**
売上原価		22,049
売上総利益		6,928
販売費及び一般管理費		4,269
営業利益		**2,659**
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	27	
受取地代家賃	35	
持分法による投資利益	241	
助成金収入	42	
その他	30	377
営業外費用		
支払利息	173	
休止鉱山鉱害対策費用	115	
その他	98	387
経常利益		**2,649**
特別利益		
移転補償金	59	
投資有価証券売却益	12	71
特別損失		
減損損失	58	58
税金等調整前当期純利益		2,662
法人税、住民税及び事業税		617
法人税等調整額		27
当期純利益		2,017
非支配株主に帰属する当期純利益		13
親会社株主に帰属する当期純利益		**2,004**

連結株主資本等変動計算書

（自　2020年 4 月 1 日
至　2021年 3 月31日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	利　益 剰余金	自己株式	株主資本 合　　計
当期首残高	8,443	7,659	△ 42	16,059
当期変動額				
剰余金の配当		△ 317		△ 317
親会社株主に帰属する当期純利益		2,004		2,004
自己株式の取得			△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	－	1,687	△ 0	1,686
当期末残高	8,443	9,346	△ 43	17,746

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産 合　計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	△ 0	33	△ 397	△ 364	53	15,748
当期変動額						
剰余金の配当						△ 317
親会社株主に帰属する当期純利益						2,004
自己株式の取得						△ 0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	95	46	129	272	14	286
当期変動額合計	95	46	129	272	14	1,973
当期末残高	95	80	△ 267	△ 92	67	17,721

連　結　注　記　表

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）

１．連結の範囲に関する事項

（1）連結子会社の数･･････３社

連結子会社はラサ晃栄㈱、ラサスティール㈱及び理盛精密科技股份有限公司であります。

（2）非連結子会社

非連結子会社は、㈱ラサプロテクトであります。

なお、非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

２．持分法の適用に関する事項

（1）持分法を適用した関連会社数･･････２社

持分法を適用した関連会社はミテジマ化学㈱及びSoulbrainRASA Co.,Ltdであります。

（2）持分法を適用していない非連結子会社（㈱ラサプロテクト）及び関連会社（㈱関西塩酸センター他）は、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

（3）持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

３．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、理盛精密科技股份有限公司の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたって、上記会社については、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

４．会計方針に関する事項

（1）重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券

その他有価証券

時価のあるもの･････････････決算日前１ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの･････････････移動平均法による原価法

ロ．デリバティブ･･･････････････････時価法

ハ．たな卸資産

製品・仕掛品･･････････････････移動平均法による原価法
（ただし、機械事業に関するものは主として個別原価法。なお貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

原材料・貯蔵品･･････････････移動平均法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

（2）重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）･････････････････定額法

ただし、当社の宮古工場触媒再生設備等及び一部の連結子会社（建物並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物は除く）は定率法であります。

また、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 ･････････････････････････････････ ８～45年

機械装置及び運搬具 ･････････････････････････････ ６～12年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）･････････････････定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法

ハ．リース資産 ･････････････････････････････リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金

受取手形、売掛金等の債権に対する貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度の負担額を計上しております。

ハ．環境対策引当金

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処分等に係る支出に備えるため、今後発生すると見込まれる額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

イ．退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ．過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

ハ．小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

イ．完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(7) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ．重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

<ヘッジ手段>　　<ヘッジ対象>

金利スワップ　　借入金

③ヘッジ方針

金利リスクの低減並びに金融収支改善のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

④ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ取引については、特例処理であるため有効性の評価を省略しております。

ロ．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

ハ．連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

ニ．連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱いの適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和２年法律第８号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年３月31日）第３項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年２月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

（表示方法の変更）

１．連結損益計算書

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「助成金収入」は金額的重要性が高まったため、当連結会計年度においては独立掲記しております。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「固定資産除却損」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。

２．「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号　2020年3月31日）を当連結会計年度から適用し、連結注記表に（会計上の見積りに関する注記）を記載しております。

（会計上の見積りに関する注記）

１．繰延税金資産の回収可能性

（1）当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産　合計	1,157百万円	（1,008百万円）
繰延税金負債　合計	309百万円	（　47百万円）
繰延税金資産の純額	848百万円	（　961百万円）

※カッコ内の金額は、ラサ工業株式会社における計上額であります。

（2）会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

将来減産一時差異に係る繰延税金資産の回収可能性は、将来の収益力に基づく課税所得の見積りにより判断しております。

②主要な仮定

将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、将来の事業計画を基礎としておりますが、当該事業計画における主要な仮定は、各事業・各製品の販売数量であります。主要な各製品の関連市場（例えば半導体・電子部品関連市場等）は、今後も総体として維持・拡大が見込まれるため、主要な各製品の販売数量は減少しないと仮定しております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定である販売数量は、見積りの不確実性があり、販売数量が変動した場合、課税所得の見積額が変動することにより、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与えるリスクがあります。翌連結会計年度以降に実際の販売数量が予想を大きく下回った場合には、課税所得が大きく減少し、繰延税金資産の取崩しが発生する可能性があります。

（連結貸借対照表に関する注記）

1．担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建物及び構築物	3,112百万円
機械装置及び運搬具	2,658
工具、器具及び備品	395
土地	4,499
その他	2
合　　計	10,667

上記資産に対する債務

固定負債・その他	123百万円
合　　計	123

2．有形固定資産の減価償却累計額　31,406百万円

3．偶発債務

受取手形割引高　140百万円

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1．当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数　普通株式　7,944,203株

2．配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2020年6月26日定時株主総会	普通株式	317	40	2020年3月31日	2020年6月29日

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）（予定）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2021年6月29日定時株主総会	普通株式	356	利益剰余金	45	2021年3月31日	2021年6月30日

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

当社グループは、設備投資を含む必要資金を銀行等金融機関からの借入により調達しております。また、資金運用については基本的に安全性の高い商品（預金等）に限定しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金は短期及び長期で借入を行っております。一部の長期借入金については、金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、リスクヘッジ目的に限り行うこととしております。

2．金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額（※１）	時　価（※１）	差　額
（１）現金及び預金	3,407	3,407	－
（２）受取手形及び売掛金	8,540	8,540	－
（３）投資有価証券			
その他有価証券	681	681	－
（４）支払手形及び買掛金	(3,483)	(3,483)	－
（５）短期借入金（※２）	(1,866)	(1,866)	－
（６）長期借入金（※２）	(8,267)	(8,368)	101

（※１）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。
（※２）１年内返済予定の長期借入金を、長期借入金に含めて記載しております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

（１）現金及び預金、並びに（２）受取手形及び売掛金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（３）投資有価証券
これらの時価について、上場株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

（４）支払手形及び買掛金、並びに（５）短期借入金（１年内返済予定の長期借入金を除く）
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（６）長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む）
固定金利による長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。（変動金利による長期借入金のうち金利スワップを付帯した借入は特例処理の対象とされており（下記（７）参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。）一方、変動金利による長期借入金は、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（７）デリバティブ取引
金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記（６）参照）。

（注）２．非上場株式（連結貸借対照表計上額1,300百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（３）投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

（賃貸等不動産に関する注記）

１．賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、岩手県その他の地域において、賃貸用の商業施設その他の資産（土地を含む）を有しております。2021年３月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸利益は424百万円（主な賃貸収益は売上に、主な賃貸費用は売上原価、販売費及び一般管理費に計上）であります。

２．賃貸等不動産の時価に関する事項

（単位：百万円）

連結貸借対照表計上額			連結決算日における時価
当期首残高	当期増減額	当期末残高	
3,487	△ 110	3,377	3,884

（注）１．連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

２．当連結会計年度増減額のうち、主な減少額は減価償却費（109百万円）であります。
３．当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。その他の物件については、第三者からの取得時や直近の評価時点から一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。また、当連結会計年度に新規取得したものについては、時価の変動が軽微であると考えられるため、連結貸借対照表計上額をもって時価としております。
４．沖縄県に保有している土地（連結貸借対照表計上額０百万円）は、市場性が存在せず、時価を把握することが極めて困難であるため、上表には含まれておりません。

（１株当たり情報に関する注記）

１．１株当たり純資産額	2,227円54銭
２．１株当たり当期純利益	252円89銭

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

貸　借　対　照　表（2021年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**13,223**	**流動負債**	**8,846**
現金及び預金	2,466	支払手形	1,290
受取手形	1,727	買掛金	2,071
売掛金	5,520	短期借入金	1,200
商品及び製品	1,440	１年内返済予定の長期借入金	2,590
仕掛品	801	リース債務	6
原材料及び貯蔵品	636	未払金	481
前払費用	86	未払費用	100
関係会社短期貸付金	323	未払法人税等	370
その他	219	前受金	53
貸倒引当金	△０	預り金	45
		賞与引当金	349
		その他	287
固定資産	**17,948**	**固定負債**	**7,620**
有形固定資産	**14,399**	長期借入金	4,794
建物	3,008	リース債務	19
構築物	421	退職給付引当金	2,493
機械及び装置	2,883	環境対策引当金	7
車両運搬具	2	その他	307
工具、器具及び備品	446		
土地	6,493		
リース資産	22		
建設仮勘定	1,120		
		負債合計	**16,467**
無形固定資産	**45**	**純資産の部**	
借地権	14		
ソフトウェア	22	**株主資本**	**14,614**
その他	8	資本金	8,443
		利益剰余金	6,214
投資その他の資産	**3,503**	利益準備金	110
投資有価証券	686	その他利益剰余金	6,103
関係会社株式	1,202	繰越利益剰余金	6,103
従業員長期貸付金	11		
関係会社長期貸付金	9	自己株式	△43
繰延税金資産	961		
その他	641		
貸倒引当金	△９	**評価・換算差額等**	89
		その他有価証券評価差額金	89
		純資産合計	**14,704**
資産合計	**31,171**	**負債純資産合計**	**31,171**

損　益　計　算　書 （自　2020年 4月 1日　至　2021年 3月31日）

（単位：百万円）

科　　目	金	額
売　上　高		**23,139**
売　上　原　価		17,651
売　上　総　利　益		5,488
販売費及び一般管理費		3,571
営　業　利　益		**1,916**
営業外収益		
受　取　利　息	6	
受　取　配　当　金	36	
受　取　地　代　家　賃	34	
助　成　金　収　入	14	
そ　の　他	22	115
営業外費用		
支　払　利　息	140	
休止鉱山鉱害対策費用	115	
そ　の　他	96	352
経　常　利　益		**1,679**
特　別　利　益		
移　転　補　償　金	59	59
特　別　損　失		
減　損　損　失	58	58
税引前当期純利益		1,679
法人税、住民税及び事業税		447
法人税等調整額		△ 49
当　期　純　利　益		**1,281**

株主資本等変動計算書

（自　2020年 4 月 1 日
至　2021年 3 月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計					
当期首残高	8,443	79	5,170	5,250	△ 42	13,650	△ 11	△ 11	13,639
当期変動額									
剰余金の配当			△ 317	△ 317		△ 317			△ 317
剰余金の配当に伴う利益準備金の積立		31	△ 31	－		－			－
当期純利益			1,281	1,281		1,281			1,281
自己株式の取得					△ 0	△ 0			△ 0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							100	100	100
当期変動額合計	－	31	933	964	△ 0	964	100	100	1,065
当期末残高	8,443	110	6,103	6,214	△ 43	14,614	89	89	14,704

個　別　注　記　表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 ･････移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの･････････････････ 決算日前１ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの･････････････････移動平均法による原価法

(2) デリバティブ･････････････････････時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品・仕掛品･････････････････････ 移動平均法による原価法
（ただし、機械事業に関するものは主として個別原価法。なお貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

原材料・貯蔵品･････････････････ 移動平均法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く） ･････････････････ 定額法

ただし、宮古工場触媒再生設備等（建物並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物は除く）は定率法

また、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建　　物 ･････････････････ 20～39年

構　築　物 ･････････････････ ８～45年

機械及び装置 ･････････････････ ７～12年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く） ･････････････････ 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法

(3) リース資産･････････････････････ リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

受取手形、売掛金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

イ．退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については､給付算定式基準によっております。

ロ．過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 環境対策引当金

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処分等に係る支出に備えるため、今後発生すると見込まれる額を計上しております。

4．収益及び費用の計上基準

(1) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。

5．重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 重要なヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象

<ヘッジ手段>　<ヘッジ対象>

金利スワップ　借入金

ハ．ヘッジ方針

金利リスクの低減並びに金融収支改善のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

ニ．ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ取引については、特例処理であるため有効性の評価を省略しております。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(3) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(4) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(5) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱いの適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

（表示方法の変更）

1．損益計算書

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「助成金収入」は金額的重要性が高まったため、当事業年度においては独立掲記しております。

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「固定資産除却損」は金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しております。

2．「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号　2020年3月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に（会計上の見積りに関する注記）を記載しております。

（会計上の見積りに関する注記）

1．繰延税金資産の回収可能性

（1）当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	合計	1,008百万円
繰延税金負債	合計	47百万円
繰延税金資産の純額		961百万円

（2）会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表（会計上の見積りに関する注記）と同一であるため、記載を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

1．担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建物	2,767百万円
構築物	344
機械及び装置	2,655
車両運搬具	2
工具、器具及び備品	395
土地	4,499
合　　計	10,665

上記資産に対する債務

固定負債･その他	123百万円
合　　計	123

2．有形固定資産の減価償却累計額　27,677百万円

3．偶発債務

保証債務

子会社の金融機関からの借入に対する保証債務

理盛精密科技股份有限公司　1,756百万円

4．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

（1）短期金銭債権	474百万円
（2）短期金銭債務	610
（3）長期金銭債務	2

（損益計算書に関する注記）

1．関係会社との取引

営業取引

（1）売上高	1,138百万円
（2）仕入高	1,642
営業取引以外の取引高	18百万円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

1．当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数　　普通株式　　18,829株

（税効果会計に関する注記）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	106百万円
退職給付引当金	763
販売用不動産評価損	84
減損損失	145
関係会社株式評価損	16
たな卸資産評価損	38
資産除去債務	23
その他	99
繰延税金資産小計	1,277
評価性引当額	△ 269
繰延税金資産合計	1,008
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 39
その他	△ 7
繰延税金負債合計	△ 47
繰延税金資産の純額	961

（関連当事者との取引に関する注記）

1．子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科　目	期末残高（百万円）
子会社	理盛精密科技股份有限公司	所有直接 97.5%	債務保証等 役員の兼任	債務保証(注)1	1,756	—	—
				保証料の受入	0	未収入金	0
子会社	ラサスティール株式会社	所有直接 100%	製品の仕入等 役員の兼任	製品の仕入(注)2	1,175	支払手形	66
						買掛金	468
				資金の貸付(注)3	56	関係会社短期貸付金	223
				貸付金の回収	75		

（注）1．理盛精密科技股份有限公司については、金融機関からの借入について債務保証しており、年率0.05%の保証料を受領しております。

2．製品の仕入については、市場価格を勘案して一般的取引と同様に決定しております。

3．資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

4．取引金額には消費税等が含まれておらず、関係会社短期貸付金及び未収入金を除く期末残高には消費税等が含まれております。

（１株当たり情報に関する注記）

1．１株当たり純資産額　　1,855 円 38 銭

2．１株当たり当期純利益　　161 円 74 銭

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年 5 月17日

ラサ工業株式会社
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　薬　袋　政　彦　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　米　村　仁　志　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ラサ工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラサ工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月17日

ラサ工業株式会社
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　薬　袋　政　彦　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　米　村　仁　志　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ラサ工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第153期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第153期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月19日

ラサ工業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	齊　藤　　隆	㊞
常勤監査等委員	後　藤　秀　二	㊞
監 査 等 委 員	山　下　雅　之	㊞
監 査 等 委 員	中　澤　　登	㊞

（注）監査等委員齊藤隆、後藤秀二、山下雅之及び中澤登は会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社の利益配分につきましては、株主への利益還元を重視しつつも、業績の推移を勘案した将来の設備更新・拡充等、事業展開のための原資である内部留保との調和を総合的に検討し決定することが、株主の安定的・継続的な利益に繋がるものと考え、これを基本方針としております。

第153期の期末配当につきましては、この基本方針に基づき以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

（１）株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき、前期より5円増額して、金45円とさせて頂きたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は356,641,830円であります。

（２）剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月30日とさせて頂きたいと存じます。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、監査等委員会で検討がなされましたが、特段指摘すべき事項はない旨の意見を受けております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日等）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	再任 坂尾耕作（さかお こうさく） （1958年12月11日生） 第153期取締役会出席状況 9回／9回	1983年４月　当社入社 1997年６月　当社化成品事業部大阪工場製造一課長 2006年６月　当社化成品事業部大阪工場長 2010年６月　当社化成品事業部技術・開発担当部長 2011年１月　当社電子材料事業部長兼営業部長 2011年６月　当社取締役電子材料事業部長兼営業部長、RAMM開発センター長、NCRI営業部・研究開発担当 2016年７月　当社取締役電子材料事業部長兼営業部長、NCRI営業部・研究開発担当 2018年10月　当社取締役電子材料事業部長、NCRI営業部・研究開発担当 2019年６月　当社代表取締役社長、電子材料事業部・NCRI営業部・研究開発担当 2020年６月　当社代表取締役社長、研究開発担当（現）	14,800株
		（取締役候補者とした理由） 当社化成品事業部大阪工場長、電子材料事業部長、研究開発担当役員を務めるなど、当社の製造・販売・開発に関する豊富な経験・実績・見識を有し、また、2019年からは代表取締役社長に就任し経営全般を担ってまいりました。これらの経験等を当社取締役会における重要な業務執行の決定と経営の監督に活かすことができると判断し、取締役候補者としております。	
2	再任 安西司（あんざい つかさ） （1957年６月13日生） 第153期取締役会出席状況 9回／9回	1981年４月　当社入社 1995年10月　当社化成品事業部営業部営業一課長 2004年11月　理盛精密科技股份有限公司総経理 2008年11月　当社化成品事業部営業部長 2010年６月　当社化成品事業部長兼営業部長 2011年６月　当社取締役化成品事業部長兼営業部長 2013年７月　理盛精密科技股份有限公司董事長（現） 2017年４月　当社取締役化成品事業部長 2018年６月　当社常務取締役化成品事業部担当 2020年６月　当社代表取締役常務経営企画室長（現） （重要な兼職の状況） 理盛精密科技股份有限公司董事長	9,600株
		（取締役候補者とした理由） 当社において長年化成品事業に携わり、2010年からは事業部長や担当役員として化成品事業部を統括するなど、当社の基幹事業の１つである化成品事業に関する豊富な経験・実績・見識を有し、また、2020年からは代表取締役に就任し経営全般を担ってまいりました。これらの経験等を当社取締役会における重要な業務執行の決定と経営の監督に活かすことができると判断し、取締役候補者としております。	

候補者番号	氏名（生年月日等）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	再任 望月哲夫（もちづき てつお） （1962年2月20日生） 第153期取締役会出席状況 9回／9回	1984年４月　株式会社日本興業銀行入行 2000年６月　同行名古屋支店営業第三班副参事役（班長） 2002年４月　株式会社みずほ銀行審査第三部参事役 2004年２月　同行新宿南口支店副支店長 2008年７月　株式会社みずほコーポレート銀行資産監査部監査主任 2011年６月　当社経営企画室長 2013年６月　当社取締役経営企画室長 2014年５月　ラサ晃栄株式会社取締役会長（現） 2017年６月　当社取締役経営企画室長、IR担当 2020年６月　当社取締役経理部長、IR担当（現）	9,600株
		（取締役候補者とした理由） 金融機関で培われた豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社においては経営企画部門を統括し、当社における経営戦略の策定・推進に適切な見識を有し、また、2020年からは経理部門の責任者を務めるなど、これらの経験等を当社取締役会における重要な業務執行の決定と経営の監督に活かすことができると判断し、取締役候補者としております。	
4	再任 勝本宏（かつもと ひろし） （1958年１月16日生） 第153期取締役会出席状況 9回／9回	1981年４月　当社入社 1999年10月　当社土木機械事業部土木機械営業部海外営業課長 2003年６月　当社機械事業部土木機械営業部海外営業課長 2007年４月　当社機械事業部営業部東京営業所長 2008年10月　当社機械事業部営業部長 2010年６月　当社機械事業部長兼営業部長 2013年６月　当社取締役機械事業部長兼営業部長 2020年４月　当社取締役機械事業部長（現） 2020年５月　ラサスティール株式会社代表取締役社長（現） （重要な兼職の状況） ラサスティール株式会社代表取締役社長	6,900株
		（取締役候補者とした理由） 当社において長年機械事業に携わり、2010年からは事業部長として機械事業部を統括するなど、当社の基幹事業の１つである機械事業に関する豊富な経験・実績・見識を有していることから、これらの経験等を当社取締役会における重要な業務執行の決定と経営の監督に活かすことができると判断し、取締役候補者としております。	
5	再任 仲裕路（なか ゆうじ） （1958年11月23日生） 第153期取締役会出席状況 9回／9回	1981年４月　当社入社 1995年４月　当社総務部総務人事課主査 2002年６月　当社総務部総務課長 2011年６月　当社総務部次長兼総務課長 2015年６月　当社総務部長兼総務課長 2016年６月　当社取締役総務部長（現）	7,610株
		（取締役候補者とした理由） 当社において長年総務部門に携わり、2015年からは総務部長として総務部を統括するなど、豊富な経験・実績・見識を有していることから、これらの経験等を当社取締役会における重要な業務執行の決定と経営の監督に活かすことができると判断し、取締役候補者としております。	

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏名
（生年月日等）</th><th>略歴、地位、担当および重要な兼職の状況</th><th>所有する当社の株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">6</td><td rowspan="2">再任
上田秀紀（うえだ ひでき）
（1959年12月14日生）
第153期取締役会出席状況
6回／6回</td><td>1984年４月　当社入社
1998年４月　当社総合開発本部消臭・抗菌チーム主査
2002年４月　当社化成品事業部営業部大阪営業所主査
2009年４月　当社化成品事業部営業部大阪営業所主幹
2011年２月　当社化成品事業部営業部東京営業所長
2013年６月　当社化成品事業部営業部次長兼東京営業所長
2015年１月　理盛精密科技股份有限公司総経理
2017年４月　当社化成品事業部営業部長兼東京営業所長
2018年６月　当社化成品事業部長兼営業部長
2020年６月　当社取締役化成品事業部長兼営業部長（現）</td><td>1,900株</td></tr>
<tr><td colspan="2">（取締役候補者とした理由）
当社において長年化成品事業に携わり、2015年には当社海外子会社の現地責任者を務め、2018年からは事業部長として化成品事業部を統括するなど、当社の基幹事業の１つである化成品事業に関する豊富な経験・実績・見識を有していることから、これらの経験等を当社取締役会における重要な業務執行の決定と経営の監督に活かすことができると判断し、取締役候補者としております。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">7</td><td rowspan="2">再任
襄岩正顯（ほろ いわ まさ あき）
（1961年11月8日生）
第153期取締役会出席状況
6回／6回</td><td>1984年４月　当社入社
1999年４月　当社電子材料事業部三本木工場製造一課長
2006年７月　当社電子材料事業部三本木工場品質管理課長
2008年４月　当社電子材料事業部宮古工場長
2011年５月　当社電子材料事業部宮古工場長兼NCRI営業部宮古工場長
2018年10月　当社電子材料事業部営業部長
2019年６月　当社電子材料事業部長兼営業部長
2020年６月　当社取締役電子材料事業部長兼営業部長、NCRI営業部担当（現）</td><td>2,100株</td></tr>
<tr><td colspan="2">（取締役候補者とした理由）
当社において長年電子材料事業の製造に携わり、2019年からは事業部長として電子材料事業部を統括するなど、当社の基幹事業の１つである電子材料事業に関する豊富な経験・実績・見識を有していることから、これらの経験等を当社取締役会における重要な業務執行の決定と経営の監督に活かすことができると判断し、取締役候補者としております。</td></tr>
</table>

（注）1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の概要は、事業報告の15頁に記載のとおりです。全ての取締役候補者は、取締役に選任された場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第３号議案　監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役4名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日等）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	再任 社外 独立 後藤秀二（ごとうしゅうじ） （1958年10月4日生） 第153期取締役会出席状況 9回／9回	1982年４月　株式会社東海銀行入行 2002年４月　株式会社ＵＦＪ銀行金山法人営業第二部長 2002年12月　同行四日市法人営業第二部長 2006年１月　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行豊川支社長 2007年２月　同行松戸支社長 2008年９月　同行監査部業務監査室上席調査役 2011年６月　同行を退職、当社常勤監査役 2019年６月　当社社外取締役［常勤監査等委員］(現)	1,600株
		（選任理由及び期待される役割の概要） 株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行（現・株式会社三菱ＵＦＪ銀行）で要職を歴任し、主に業務監査部門での豊富な専門知識と経験を有するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、当該知見を活かした客観的な立場からの専門的な助言などが期待できることから、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、候補者としております。	
2	再任 社外 独立 齊藤隆（さいとうたかし） （1964年6月14日生） 第153期取締役会出席状況 8回／9回	1989年４月　農林中央金庫入庫 2002年７月　同金庫仙台支店業務第三課長 2005年10月　同金庫仙台支店業務第四課長 2005年11月　同金庫ＪＡバンク指導相談部部長代理 2008年７月　同金庫事務企画部部長代理 2010年７月　同金庫秋田支店副支店長 2012年７月　同金庫システム企画部副部長 2014年７月　同金庫総務部副部長 2017年７月　同金庫総務部主任考査役 2019年４月　同金庫営業企画部参事役 2019年６月　同金庫を退職、当社社外取締役［常勤監査等委員］(現)	200株
		（選任理由及び期待される役割の概要） 農林中央金庫において要職を歴任し、豊富な専門知識と経験を有するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、当該知見を活かした客観的な立場からの専門的な助言などが期待できることから、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、候補者としております。	

候補者番号	氏名（生年月日等）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	再任 社外 独立 中澤（なかざわ） 登（のぼる） （1953年10月26日生） 第153期取締役会出席状況 9回／9回	1976年４月　当社入社 1983年４月　当社を退職、コープケミカル株式会社入社 2001年６月　同社新潟工場長 2005年６月　同社取締役総合企画部長 2012年６月　同社常務取締役 2015年10月　片倉コープアグリ株式会社代表取締役専務執行役員 総務本部・筑波総合研究所・東北支店・関越支店管掌 2018年６月　同社代表取締役専務執行役員を退任 当社社外取締役 2019年６月　当社社外取締役［監査等委員］(現)	0株
		（選任理由及び期待される役割の概要） 片倉コープアグリ株式会社において代表取締役専務執行役員を務め、同社における化成品事業等の豊富な知識と経験を活かした、客観的な立場からの専門的な助言などが期待できることから、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、候補者としております。	
4	新任 社外 独立 菊池（きくち） 達也（たつや） （1959年7月15日生）	1984年４月　朝日生命保険相互会社入社 2011年４月　同社執行役員経営企画統括部門営業企画専管部門長 2014年４月　同社執行役員　総務人事部門長 2014年７月　同社取締役執行役員 総務人事部門長 2015年４月　同社取締役執行役員 総務部 人事部 人事総務部 担当 2016年４月　同社取締役常務執行役員 総務部 人事部 人事総務部 担当 2018年４月　同社取締役専務執行役員 営業総局長兼特命首都圏強化担当 営業管理部 営業職員体制強化部 担当 2019年４月　同社代表取締役専務執行役員 営業総局長兼特命首都圏強化担当 営業管理部 営業職員体制強化部 担当 2021年４月　同社取締役 (現)	0株
		（選任理由及び期待される役割の概要） 朝日生命保険相互会社において代表取締役専務執行役員を務めるなど、経営者としての豊富な知識と経験を有していることから、経営陣に対し高い見識に基づく意見表明やコンプライアンスに関する指導監督が期待できることなどより、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、候補者としております。	

（注）１．各監査等委員である取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．上記監査等委員である取締役が選任された場合、監査等委員の内2名が任意の指名・報酬委員会（定員3名）の委員として選定される予定ですので、役員の選任や報酬の決定に対し客観的・中立的立場で関与頂く予定です。
３．各監査等委員である取締役候補者は社外取締役候補者であります。なお、当社は後藤秀二氏、齊藤隆氏、中澤登氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、後藤秀二氏、齊藤隆氏、中澤登氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。また、菊池達也氏の選任が承認された場合には、当社は菊池達也氏を新たに独立役員として届け出る予定です。

4．後藤秀二氏は、現在当社の特定関係事業者（子会社）であるラサ晃栄株式会社の監査役、理盛精密科技股份有限公司の監察人であります。
5．齊藤隆氏は、現在当社の特定関係事業者（子会社）であるラサスティール株式会社の監査役であります。
6．後藤秀二氏、齊藤隆氏、中澤登氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であり、監査等委員である社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって、後藤秀二氏、齊藤隆氏、中澤登氏は2年となります。なお、中澤登氏は、当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
7．後藤秀二氏、齊藤隆氏、中澤登氏は社外取締役として、それぞれ会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を当社との間で締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。第3号議案が原案どおり承認された場合、後藤秀二氏、齊藤隆氏、中澤登氏は当社との間で本契約を継続するとともに、菊池達也氏は社外取締役として同様の責任限定契約を当社との間で締結する予定であります。
8．後藤秀二氏が過去に勤務していた株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行（現・株式会社三菱ＵＦＪ銀行）との間には、金銭借入の取引関係がありますが、同社の貸付金残高に占める当社および連結子会社向け貸付金残高は、同社事業年度末（2021年3月31日現在）において1%未満であること、当社における同社に対する売上は当連結会計年度において発生していないことより、社外取締役の独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。
9．齊藤隆氏が過去に勤務していた農林中央金庫との間には、金銭借入の取引関係がありますが、同金庫の貸付金残高に占める当社および連結子会社向け貸付金残高は、同金庫事業年度末（2021年3月31日現在）において1%未満であること、当社における同金庫に対する売上は当連結会計年度において発生していないことより、社外取締役の独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。
10. 中澤登氏が過去に取締役を務めていた片倉コープアグリ株式会社との間には、化学工業薬品の売買等の取引関係がありますが、同社連結会計年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）における当社および連結子会社に対する売上高は同社連結売上高の1.51%であること、および当社の当連結会計年度における同社に対する売上高は、当社連結売上高の1%未満であることより、社外取締役の独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。
11. 菊池達也氏が過去に取締役を務めていた朝日生命保険相互会社との間には、金銭借入および団体生命保険契約等の取引関係がありますが、同社の貸付金残高に占める当社向け貸付金残高は、同社事業年度末（2021年3月31日現在）において1%未満であること、同社の保険料収入に占める当社からの保険料収入は、同社事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）において1%未満であること、当社における同社に対する売上は当連結会計年度において発生していないことより、社外取締役の独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。
12. 菊池達也氏は、2021年7月2日開催予定の朝日生命保険相互会社第74回定時総代会終結の時をもって、同社取締役を退任予定であります。また同氏は退任に先立ち、2021年6月21日に同社の子会社である株式会社インフォテクノ朝日代表取締役に就任予定であります。
13. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の概要は、事業報告の15頁に記載のとおりです。全ての取締役候補者は、取締役に選任された場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第４号議案　取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2019年６月27日開催の第151期定時株主総会において、年額160百万円以内（うち社外取締役10百万円以内。ただし、使用人分給与を含まない。）とご承認いただいておりますが、今般、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いするものであります。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額23百万円以内といたします。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる普通株式の総数は年24,000株以内（ただし、本議案の決議の日以降、当社の普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる総数の上限の調整を必要とする場合には、この総数の上限を合理的に調整できるものとする。）とし、１株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）といたします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するものとします。

本制度の導入目的は上記のとおりであり、当社は2021年5月14日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めているところ、その概要は事業報告10頁に記載のとおりでありますが、本制度は当該方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合にも、当該方針を変更することは予定しておりません。

なお、本定時株主総会の時点において、第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は7名となります。

これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

（１）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日から当社の取締役の地位から退任する日までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（２）譲渡制限の解除

当社は、対象取締役の退任が当社の取締役会が正当と認める理由による退任であることを条件として、本割当株式の全部（ただし、本割当契約において定める一定の期間が満了する前に退任する場合には、本割当株式のうちの一部）について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

（３）本割当株式の無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記（２）の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

この他、本割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（４）組織再編等における取り扱い

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（５）その他取締役会で定める事項

上記の他、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、本制度により対象取締役に割り当てられた株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

以上

株主総会会場案内

■会場
東京都千代田区外神田一丁目18番13号
秋葉原ダイビル（秋葉原駅電気街口）
5階カンファレンスフロア

■交通
JR秋葉原駅（電気街口）より徒歩1分
東京メトロ銀座線
末広町駅1番出口より徒歩3分
東京メトロ日比谷線
秋葉原駅2番出口より徒歩4分
つくばエクスプレス
秋葉原駅A3出口より徒歩3分

■ 1階入口からエレベーターで
会場にご入場ください。

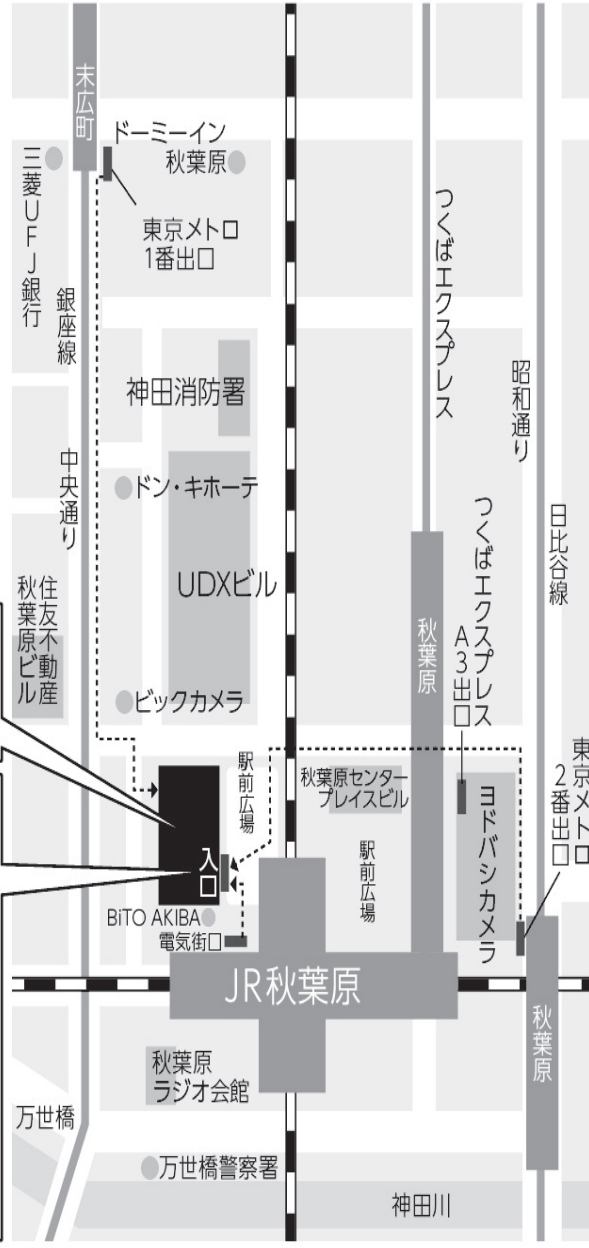

会場
秋葉原ダイビル
5階カンファレンスフロア

入口
1階入口よりエレベーターでお越しください。